

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示 新旧対照表
 ○ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）

別表第一	改正後	学位の種類	学位の分野	学士、修士及び博士	学士（専門職）	専門職学位（法務博士）（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。
		（略）	（略）	（略）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）	（略）
別表第一	改正前	学位の種類	学位の分野	学士、修士及び博士	（新設）	専門職学位（法務博士）（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。
		（略）	（略）	（略）	（新設）	（略）

備考 (略)	短期大学士 (専門職)	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	短期大学士 (略)	専門職学位のうち教職修士(専門職)	専門職学位のうち法務博士(専門職)
	(新設)	(新設)	(略)	専門職学位のうち教職修士(専門職)	専門職学位のうち法務博士(専門職)